

近江舞子しょうぶ苑居宅介護支援センター

運 営 規 程

【居宅介護支援】

社会福祉法人 志賀福社会

近江舞子しょうぶ苑
居宅介護支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 志賀福社会（以下、「事業者」という。）が開設する近江舞子しょうぶ苑居宅介護支援センター（以下、「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるようなサービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、その他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 - 7 前 6 項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年 3 月 20 日大津市条例第 53 号）」の規定を遵守する。

(事業の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
- (1) 名称 近江舞子しょうぶ苑 居宅介護支援センター
 - (2) 所在地 滋賀県大津市南小松 9 0 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 (主任介護支援専門員) 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるために必要な命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。

(但し12月30日～1月3日までを除く)

(2) 営業時間 : 8 : 30～17 : 00までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間の他電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 : 本事業所の相談室

(2) 課題分析表の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン方式他

(3) 課題分析の手順 : 利用者との面接においてアセスメントを行い、その結果を専門的見地に基づき解決すべき課題に必要なサービスについて、長期、短期において目標並びに達成時期を示し原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書を交付し説明するものとする。

(4) サービス担当者会議の開催場所 : **本事業所の相談室、利用者宅等での開催を行うこととし、場合によっては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行**

うことが出来るものとする。この場合にあっては、当該利用者等の同意を得なければならない。

- (5) サービス担当者会議の実施：居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- (6) 居宅サービス計画の確定：介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (7) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携：介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- (8) サービス実施状況の継続的な把握及び評価：居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。**状況把握の方法として、利用者居宅の訪問や利用者からの同意を得られた場合にあってはテレビ電話装置などを活用して行うことともある。**
- (9) 地域ケア会議における関係者間の情報共有：地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(利用料等)

第7条 居宅介護支援を提供した場合利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費徴収する。なお自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 通常の実施地域を越えた地点から片道 10 km未満 500 円
 - (2) 通常の実施地域を越えた地点から片道 10 km～15 kmまで 1,000 円
 - (3) 通常の実施地域を越えた地点から片道 15 km以上 5 km増すごとに 500 円加算
 - (4) 有料道路通行料 実 費
- 3 利用者の求めに応じて複写物を交付する場合は、一枚あたり 10 円を徴収する。
- 4 前2項の費用の支払を受ける場合には利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は和邇・小松地域包括エリアとする。

(事故発生時等緊急時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情に対する対応方針)

第10条 事業者は、自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。(別紙1参照)

- 2 事業者は、自ら提供したサービスに関し介護保険の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って行う。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者

に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

（身体拘束等の禁止）

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（暴力団排除について）

第16条 本事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員を言う。次項について同じ。)であってはならない。

2 本事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修：適宜行う

2 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、定期的に必要な研修に努める。

3 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は「社会福祉法人 志賀福祉会」と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(付則)

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は平成13年11月 1日から施行する。

この規程は平成14年 9月24日から施行する。

この規程は平成16年 8月 1日から施行する。

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は平成22年 9月16日から施行する。

この規程は平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は令和1年 10月 1日から施行する。

この規程は令和3年 12月 1日から施行する。

この規程は令和4年 10月 1日から施行する。

この規程は令和6年 3月 1日から施行する。

この規程は令和6年 4月 1日から施行する。